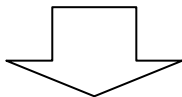


景観審議会所掌事務一覧

生駒市景観条例

- 景観計画、景観形成基本計画の策定・変更（提案制度に係るものを含む）を行う場合
(条例第7条)
- 景観法に基づく住民等からの景観計画の策定又は変更の提案を行わない場合
(条例第8条)
- 届出に関する助言を市長が求められた場合（条例第11条 任意）
- 届出に対する設計変更等の勧告を行う場合（条例第12条）
- 勧告に従わない者を公表する場合（条例第12条）
- 特定届出行為に対する命令を行う場合（条例第14条）
- 景観重要建造物又は景観重要樹木を指定又は解除する場合（条例第18条）
- その他景観に関する重要な事項（条例第20条）**



生駒市風致地区条例

- 風致地区の種別区域の決定・変更（条例第4条）

（風致地区の種別）

第4条 風致地区の種別は、第1種風致地区、第2種風致地区、第3種風致地区、第4種風致地区及び第5種風致地区とし、その区域は、生駒市景観条例（平成22年12月生駒市条例第34号）第20条第1項の生駒市景観審議会の意見を聴いて、市長が定める。

- 2 市長は、前項の区域を定めたときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、風致地区の種別の変更について準用する。

附 則

（経過措置）

- 4 市長は、施行日に風致地区の種別ごとの区域（以下この項において「区域」という。）を定めようとする場合において、その区域が施行日の前日において奈良県風致地区条例第4条第1項の規定により定められている区域と同一であるときは、第4条第1項の規定にかかわらず、生駒市景観審議会の意見を聴くことなく区域を定めることができる。